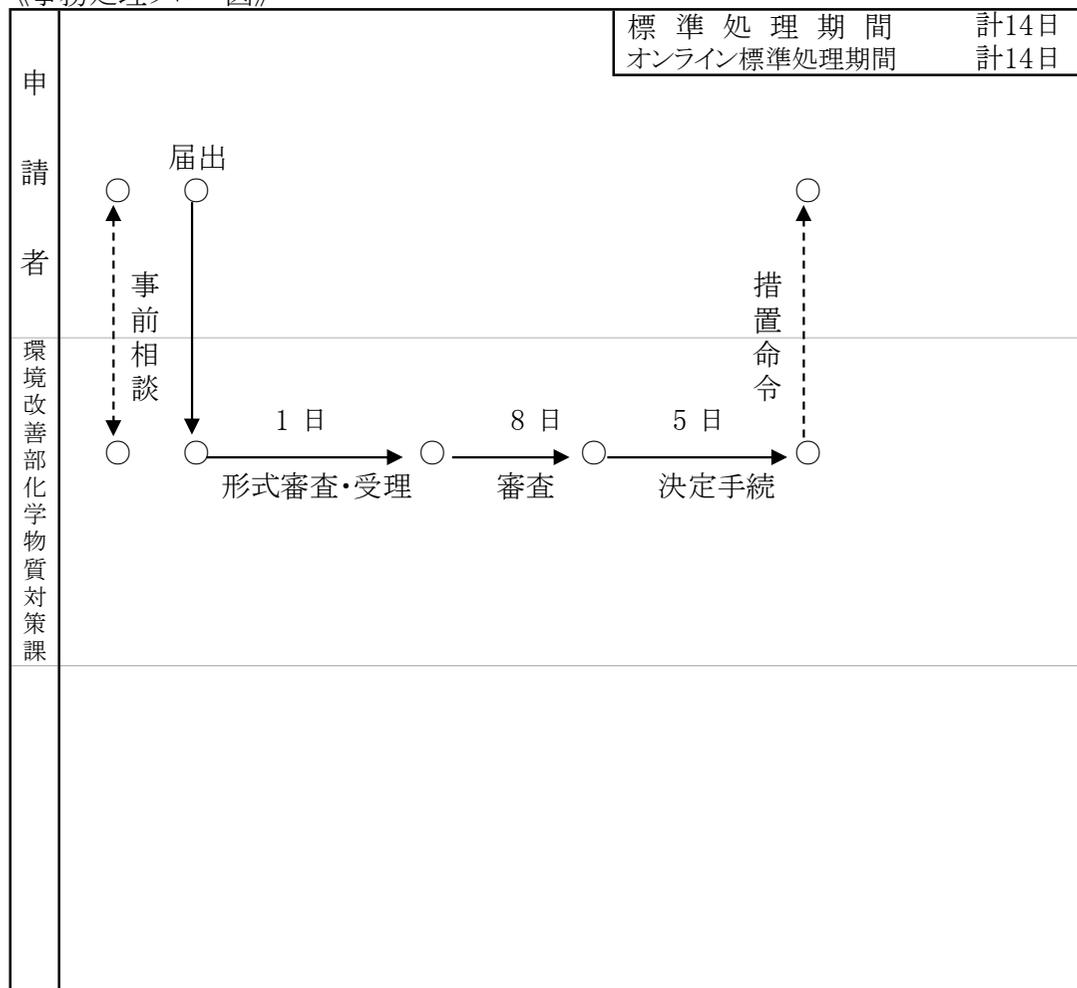


# 事務処理フロー図

事務名 廃止措置実施報告

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-377

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	届出にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	届出書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	届出内容について、土壤汚染対策法第27条第1項に基づき審査します。
4	決定手続	届出内容を決定します。
備考	処理業を廃止、または許可を取り消された場合、汚染土壌処理施設に起因する汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、汚染の除去や汚染の拡散防止等の措置命令を発出する場合があります。	